

令和2年第1回仁淀川町議会臨時会付議事件

(付議事件)

1. 報告第1号 専決処分の報告について（物損事故に関する和解）
2. 議案第1号 令和元年度仁淀川町一般会計補正予算（第4号）について
3. 議案第2号 平成30年度林道災害復旧事業林道上名・用居線（地すべり災害（H26. 8. 1～H29. 3. 10）・1号箇所）（29年発生）災害復旧工事請負契約の一部変更について

令和2年第1回仁淀川町議会臨時会会議録（第1号）

令和2年2月7日（金曜日）

10時00分開会

12時10分閉会

出席議員（10名）

1番 議員	西 森 常 晴	2番 議員	西 森 久 雄
3番 〃	大 野 弘	4番 〃	片 岡 智 準
5番 〃	左 京 憲 昌	6番 〃	藤 崎 源 彦
7番 〃	岡 田 良 成	8番 〃	野 村 安 夫
9番 〃	竹 本 文 直	10番 〃	若 藤 敏 久

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

町 長	大 石 弘 秋	副 町 長	片 岡 廣 秋
教 育 長	竹 本 雅 浩	総 務 課 長	片 岡 晴 彦
産業建設課長	片 岡 伸 二	仁淀総合支所長兼地域振興課長	坪 内 武 則
池川総合支所長兼住民福祉課長	大 原 正 人	池川地域振興課長	古 味 仁 志

職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長	黒 川 一 彦	書 記	西 村 美 智
--------	---------	-----	---------

午前10時00分 開会

○議長 おはようございます。ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより令和2年第1回仁淀川町議会臨時会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、3番、大野弘君、4番、片岡智準君を指名いたします。

日程第2、会期決定の件を議題にいたします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日とすることにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日に決定をいたしました。

ここで、招集者の挨拶を求めます。大石町長。

○町長 おはようございます。本日は、臨時議会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多忙のところご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

先月1月25日には、本町と久万高原町を結ぶ国道33号の橘中津トンネルが開通いたしました。このトンネルを含む橘防災事業は、既存道の落石や地すべりの危険性、急カーブなどを解消でき、交通の安全性を高めるものとなっております。今後も引き続き、高知県と愛媛県を結ぶ大動脈である国道33号の防災対策を推進し、雨量による事前通行規制区間の早期解消を強く要望してまいります。本町での生活に欠かせない命の道であり、国土強靱化に向けても大変重要な路線となっておりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

さて、今議会に提案しております議案等につきましては、物損事故による和解の専決処分1件と令和元年度一般会計補正予算1件、林道災害復旧事業工事請負契約の変更議案1件を提案いたしております。提案理由につきましては、副町長よりご説明申し上げますので、ご審議の上、適切な決定を賜りますようお願い申し上げます。まことに簡単ではございますが、開会の挨拶といたします。

○議長 以上で町長の挨拶を終わります。

議案の上程を行います。

日程第3、報告第1号、専決処分の報告についてから日程第5、議案第2号、平成30年度林道災害復旧事業林道上名・用居線（地すべり災害（H26. 8. 1～H29. 3. 10）・1号箇所）（29年発生）災害復旧工事請負契約の一部変更についてまで、一括上程したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長 異議なしと認めます。

議案等はお手元に配付のとおりであります。ご確認をお願いします。

日程第6、執行部に提案理由の説明を求めます。報告第1号から議案第2号まで一括して、片岡副町長。

○副町長 おはようございます。それでは、今議会に提出しております議案等につきまして、順次ご説明申し上げます。

報告第1号からご説明申し上げます。議案書の1ページをお願いします。

報告第1号、専決処分の報告について。

下記事項について専決処分したので、地方自治法第180条の規定により、議会に報告する。

記

1. 事故の概要 令和元年11月12日に町道寺村峯岩戸線を通行中の自動車が、落石を回避できず乗り上げ車に損害を与えた事故。
2. 和解の内容 (1) 仁淀川町（以下、「町」という。）は、本件事故による損害賠償金として、金6万200円を相手方が指定する口座に送金して支払う。
(2) 町及び相手方は、本件事故に関し、前項の金額以外に一切の債権債務関係がないことを確認する。
3. 和解の相手方 住 所 高知県吾川郡仁淀川町
氏 名 A氏
4. 和解年月日 令和2年1月18日
令和2年2月7日提出、仁淀川町長大石弘秋

この報告案件は、町道を通行中の自動車が落石に乗り上げオイルパン等を損傷した事故の和解について、専決処分していたものを報告するものでございます。

続きまして、議案書の2ページをお開きください。

議案第 1 号、令和元年度仁淀川町一般会計補正予算（第 4 号）について。

令和元年度仁淀川町一般会計補正予算（第 4 号）について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和 2 年 2 月 7 日提出、仁淀川町長大石弘秋

別添の令和元年度仁淀川町一般会計補正予算書（第 4 号）の 1 ページをお開きください。

令和元年度仁淀川町一般会計補正予算（第 4 号）。

令和元年度仁淀川町の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億2,502万1,000円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

繰越明許費の補正。第 2 条、繰越明許費の変更は、第 2 表繰越明許費補正による。

令和 2 年 2 月 7 日提出、仁淀川町長大石弘秋

この予算書の 8 ページをお開きください。

今回の補正は、緊急を要する道路の改修等を早期に施工するための工事請負費として、道路環境等緊急整備事業費4,500万円を補正するものでございます。財源としましては、予算書の 7 ページにございますように、地域雇用創出推進基金繰入金4,500万円を計上しております。

なお、当該事業費につきましては、予算書 4 ページにお戻り願って、第 2 表繰越明許費補正のとおり、全額を繰越明許費として繰り越すこととしております。

また、同じく第 2 表繰越明許費補正の最下行のとおり、林道用居椿山線コンクリート舗装事業につきましても、施工予定箇所が被災し、着手できなかったため、翌年度に繰り越して施行するよう、繰越明許費として今回500万円を補正しております。

議案書に戻って、3 ページをお願いいたします。

議案第 2 号、平成30年度林道災害復旧事業林道上名・用居線（地すべり災害（H26. 8. 1～H29. 3. 10）・1 号箇所）（29年発生）災害復旧工事請負契約の一部変更について。

下記工事の契約の一部を変更することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議決を求める。

記

1 契約の目的 平成30年度林道災害復旧事業林道上名・用居線（地すべり災害（H26.

8. 1～H29. 3. 10)・1号箇所)(29年発生)災害復旧工事

2 契約金額 変更前 1億5,657万840円
変更後 1億8,453万9,440円

3 契約の相手方 株式会社上岡工務店

代表者 住 所 高知市縄手町40番地 4

氏 名 代表取締役 上岡武司

令和2年2月7日提出、仁淀川町長大石弘秋

この議案は、議会に付さなければならない予定価格5,000万円以上の工事請負契約において、500万円以上の契約変更であるため、議会に議決を求めるものでございます。

本工事は平成30年10月に議決をいただき、施工中でございますが、施工箇所に連続した亀裂等が確認され、崩落の危険があることから、鉄筋挿入工及びモルタル吹付工をふやすなどの変更仕様とするもので、これにより契約金額は2,796万8,600円の増となります。

なお、当該工事につきましては、事故繰越により翌年度に繰り越す予定でございます。

以上で私からの説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 以上で提案理由の説明を終わります。

これより議案の審議を行います。

日程第7、質疑を行います。

報告第1号についての質疑を許可します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで報告第1号の質疑を終結します。

議案第1号についての質疑を許可します。質疑ありませんか。左京憲昌君。

○5番 この補正予算書の4ページ、第2表、3款の民生費、2項の児童福祉費、これは今回補正が出てないですが、何でここにこれが載っているのか今ちょっと理解できてないですが、よろしくお願いします。

○議長 片岡総務課長、答弁。

○片岡総務課長 左京議員のご質問にお答えをいたします。

繰越明許費につきましては、当初に繰越明許費として提出をさせていただいておりますので、それに対する今回の補正、変更の部分となります。補正前の額という部分に、款が3款の2項の児童福祉費の池川保育園施設整備等補助金がありましたので、この分を明示しておるというような形になっております。

○議長 ほかに質疑ありませんか。竹本文直君。

○9番 8ページの歳出で、4,500万円が道路環境等緊急整備事業費となっているんですが、具体的にどのような内容で整備をするのか、お願いします。

○議長 片岡産業建設課長、答弁。

○片岡産業建設課長 竹本議員のご質問にお答えいたします。

この4,500万円、本庁、各支所ともに1,500万ずつの予算を組んでおります。建設業界、4月、5月、6月ごろの公共工事の言うたら端境期、それに向けての工事となっております。本庁、各支所ともに緊急にやりたい、そういう場所を選定して、1カ所あたり300万から大体400万程度予定して計画しております。

今現在計画しておる箇所としまして、吾川地区で4カ所、池川地区で5カ所、仁淀地区で5カ所の計画を立てております。

以上です。

○議長 ほかに質疑ありませんか。竹本君。

○9番 ぜひ早く整備していただきたい。議案の報告にありますように、毎回毎回この報告が出てくるんですよ。正直言って、こういう事例は知らない人も町民の中にはおいでで、わしもしもうたよという人が実際おります。そういうことで、これからそのようなことが少なくなるように整備をよろしくお願いします。

以上です。

○議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第1号の質疑を終結します。

議案第2号についての質疑を許可します。質疑ありませんか。岡田良成君。

○7番 林道災害復旧工事の事業の内容ですけども、今回、補正を組んでます。この工期をいつに設定しているのかお聞かせ願いたい。

○議長 池川地域振興課長、答弁。

○古味池川地域振興課長 ただいまの岡田議員の質問にお答えさせていただきます。

当工事の工期につきましては、先ほど副町長の説明にもございましたように、事故繰りという対応になりまして、受注業者ともたびたび打ち合わせを重ねておりまして、今のところ、天候等特に大きな異常気象もなくいけば、9月いっぱいをめどに現場の工事を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長 ほかに質疑ありませんか。岡田君。

○7番 9月の下旬が工期ということで理解、いいわけですね。気候の変動がない場合には9月いっぱい、こういうことでいいですね。わかりました。

○議長 議案第2号について、ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第2号の質疑を終結します。

日程第8、これより討論・採決を行います。

報告第1号、専決処分の報告について（物損事故に関する和解）は、地方自治法第180条の規定による報告でありますので、報告のみといたします。

議案第1号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。よって、議案第1号、令和元年度仁淀川町一般会計補正予算（第4号）については原案どおり可決されました。

議案第2号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。よって、議案第2号、平成30年度林道災害復旧事業林道上名・用居線（地すべり災害（H26. 8. 1～H29. 3. 10）・1号箇所）（29年発生）災害復旧工事請負契約の一部変更については原案どおり可決されました。

暫時休憩にします。

午前10時20分 休憩

午前10時22分 再開

○副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、議長にかわり職務を行います。

議長、若藤敏久君から議長の辞職願が提出されております。

お諮りします。議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1号として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○副議長 異議なしと認めます。したがって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1号として、日程の順序を変更し、直ちに議題にすることに決定いたしました。

追加日程第1、議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、若藤敏久君の退場を求めます。

(若藤敏久議長 退場)

○副議長 それでは、事務局長に辞職願を朗読させます。

○黒川議会事務局長 それでは朗読します。

令和2年2月7日、仁淀川町議会副議長、竹本文直様。

仁淀川町議会議長、若藤敏久。

辞職願。

このたび、一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上でございます。

○副議長 お諮りします。若藤敏久君の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○副議長 異議なしと認めます。したがって、若藤敏久君の議長を辞職することを許可することに決定いたしました。

若藤敏久君の入場を求めます。

(若藤敏久議員 入場)

○副議長 ただいま議長が欠けました。

お諮りします。議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、日程の順序を変更し、直ちに議長選挙を行いたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○副議長 異議なしと認めます。したがって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2

として、日程の順序を変更し、直ちに議長選挙を行うことに決定いたしました。

追加日程第2、議長の選挙についてを議題といたします。

暫時休憩にします。

午前10時26分 休憩

午前10時34分 再開

○副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長選挙を行います。選挙は投票で行います。

議場の入りを閉めます。

(議場閉鎖)

○副議長 ただいまの出席議員は全員です。

次に、立会人を指名します。仁淀川町議会会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に左京憲昌君、藤崎源彦君を指名いたします。

投票用紙を配ります。念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙にお一人の氏名を記載してください。白票は無効票となります。記載は自席でお願いいたします。

(投票用紙配付)

○副議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声)

○副議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○副議長 異状はありませんか。

(「なし」の声)

○副議長 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。投票は1番議員から順番に投票願います。

(投票)

○副議長 投票漏れはございませんか。

(「なし」の声)

○副議長 投票を終了します。

これより開票を行います。左京憲昌君、藤崎源彦君、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

○副議長 選挙の結果を報告いたします。

投票総数10票、有効投票10票、無効投票ゼロ票です。有効投票のうち、竹本文直君 8 票、西森常晴君 1 票、若藤敏久君 1 票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は 3 票です。したがって、竹本文直君が議長に当選をしました。

議場の入り口を開きます。

(議場開鎖)

○議長 ただいま議長に当選しました竹本文直でございます。仁淀川町議会会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知を行うとともに、当選の承諾とご挨拶をさせていただきます。

ただいま皆様の多くの推挙をいただきました竹本です。先ほどの立候補の表明でも申しましたとおり、誰にもどこにも偏らず、町民により開かれた議会となるよう努めてまいりたいと思います。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○副議長 暫時休憩にいたします。

午前 10 時 44 分 休憩

午前 10 時 44 分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま副議長が欠けました。

お諮りします。副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第3として、日程の順序を変更し、直ちに副議長の選挙を行いたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。したがって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第3として、日程の順序を変更し、直ちに副議長の選挙を行うことに決定いたしました。

追加日程第3、副議長の選挙についてを議題といたします。

副議長の選挙を行います。選挙は投票で行います。

議場の入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長 ただいまの出席議員は全員であります。

次に、立会人を指名いたします。仁淀川町議会会議規則第31条第2項の規定により、立

会人に岡田良成君、野村安夫君を指名いたします。

投票用紙を配ります。念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙にお一人の氏名を記載してください。白票は無効票となります。記載は自席でお願いいたします。

(投票用紙配付)

○議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声)

○議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長 異状はございませんか。

(「なし」の声)

○議長 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。投票は1番議員から順番に投票願います。

(投票)

○議長 投票漏れはございませんか。

(「なし」の声)

○議長 投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

これより開票を行います。岡田良成君、野村安夫君、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○議長 選挙の結果を報告いたします。

投票総数10票、有効投票10票、無効投票ゼロ票です。有効投票のうち、西森常晴君5票、大野弘君5票。

以上であります。

この選挙の法定得票数は3票であり、西森常晴君と大野弘君の得票数は、いずれもこれを超えております。

西森常晴君と大野弘君の得票数は同数です。この場合、地方自治法第118条第1項の規定は、公職選挙法第95条第2項の規定を準用して、くじで当選人を決定することになっていきます。

西森常晴君、大野弘君が議場におられますので、くじを引いていただきます。

くじは2回引きます。1回目は、くじを引く順序を決めるものであります。2回目は、この順序によってくじを引き、数字の小さい番号が当選人と決定するものです。くじは抽せん棒で行います。

若藤敏久君、西森久雄君、くじの立ち会いをお願いいたします。

まず、くじを引く順序を決めるくじを行います。西森常晴君、大野弘君、くじを引いてください。

(くじ引き)

○議長 くじを引く順序が決定しましたので、報告いたします。

まず初めに西森常晴君、2番目に大野弘君。

以上のとおりであります。

ただいまの順序により当選人を決定するくじを行います。

初めに西森常晴君、くじを引いてください。次に大野弘君、くじを引いてください。

(くじ引き)

○議長 くじの結果を報告いたします。

くじの結果は、西森常晴君が当選人と決定をいたしました。

議場の入り口を開きます。

(議場開鎖)

○議長 ただいま副議長に当選されました西森常晴君が議場におられます。本席から、仁淀川町議会会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知を行います。

副議長に当選されました西森常晴君より、当選の承諾とご挨拶をお願いいたします。

○副議長 ただいまはありがとうございました。久しぶりに緊張をしました。早速きょうは宝くじを買い求めに行きたいと思います。貴重な5票をいただきました。大野議員を書かれた皆さんの分も合わせて議長を支えていきたいと思います。

私は26年前は越知町に20年間勤務をしておりました。帰り道にいつも目につく看板は、旧の吾川森林組合の上り坂にある大きな看板でした。そこには国道33号高規格道路の整備促進を求める看板が出ておりました。あれから30年近くたちました。高規格道路の整備は徐々に進んでおりますが、なかなか厳しい状態にあります中で、先ほどの町長の挨拶にもありましたが、国土強靱化、橋道路が開通して、次はこの仁淀川町の国道だと思います。4年前の参議院選挙から仁淀川町は1つになってその動きを進めました。私どもは町民の

負託に応えるべく、第一にこの33号線高規格道路、町長と一緒に議長を支えて全身全霊をかけていきたいと思ひます。議員の皆さん、選挙が終わりました。手を携えて、目的を1つにして頑張りましょう。

長くなりました。ありがとうございました。

○議長 暫時休憩にいたします。

午前11時03分 休憩

午前11時03分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議席の変更を日程に追加し、追加日程第4として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。したがって、議席の変更を日程に追加し、追加日程第4として、日程の順序を変更し、直ちに議席の変更を行うことに決定しました。

追加日程第4、議席の変更を行います。

議長・副議長選挙に伴い、仁淀川町議会会議規則第3条第3項の規定により、議席の変更を行います。

暫時休憩にいたします。

午前11時04分 休憩

午前11時08分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議席は仁淀川町議会会議規則第3条第3項の規定により、副議長2番、議長1番、その他の議席については、くじをもって決定いたしたいと思ひます。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。

それでは、ただいまより事務局員にくじを持参させますので、先ほど決めた順番に従いくじを引いてください。

(くじ引き)

○議長 議席が決定いたしましたので発表いたします。

3番、岡田良成君、4番、片岡智準君、5番、大野弘君、6番、西森久雄君、7番、野

村安夫君、8番、左京憲昌君、9番、藤崎源彦君、10番、若藤敏久君。

以上であります。

既に決定の2番、副議長、西森常晴君、1番、議長、竹本文直を含めまして全ての議席が決定しました。それでは、指定された議席へ名札を持って移動願います。

暫時休憩にします。

午前11時12分 休憩

午前11時47分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りします。各常任委員の選任は、仁淀川町議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長において指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。

それでは、総務教育民生常任委員会委員に藤崎源彦君、左京憲昌君、西森常晴君、片岡智準君、竹本文直君、若藤敏久君、以上6人を、産業建設常任委員会に岡田良成君、大野弘君、西森久雄君、野村安夫君、竹本文直君、西森常晴君、以上6名を指名いたします。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名をいたしましたとおり、各常任委員会委員に選任することに決定をいたしました。

日程第10、常任委員会委員長、副委員長の互選についてを議題といたします。

各常任委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が手元に来ておりますので、ご報告いたします。

総務教育民生常任委員会委員長に藤崎源彦君、同副委員長に左京憲昌君、産業建設常任委員会委員長に岡田良成君、同副委員長に大野弘君。

以上のように互選をされました。

日程第11、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りします。議会運営委員会委員の選任は、仁淀川町議会委員会条例第8条第1項及び仁淀川町議会運営委員会規程第2条第3項の規定により、2人は各常任委員長を充てることとなっておりますので、4人を議長において指名したいと思います。これにご異議

ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 それでは、異議なしと認めます。

議会運営委員会委員に大野弘君、2番、野村安夫君、3番、左京憲昌君、若藤敏久君、以上4名を指名し、6人にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました4人と総務教育民生・産業建設常任委員会委員長の2人をもって、議会運営委員会委員に選任することに決定をいたしました。

日程第12、議会運営委員会委員長、副委員長の互選についてを議題といたします。

休憩中に議会運営委員会で委員長、副委員長の互選が行われ、その結果が手元に届いておりますので、報告をいたします。

議会運営委員会委員長に若藤敏久君、同副委員長に大野弘君。

以上のように互選をされました。

日程第13、仁淀川町議会だより特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りします。仁淀川町議会だより特別委員会委員の選任について、議長の方で指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。

仁淀川町議会だより特別委員会委員に片岡智準君、大野弘君、左京憲昌君、野村安夫君、藤崎源彦君を指名いたします。

お諮りします。ただいま指名しました5人を議会だより特別委員会委員に決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。

ただいま指名したとおり、5人を議会だより特別委員会委員に選任することに決定をいたしました。

日程第14、仁淀川町議会だより特別委員会委員長、副委員長の互選についてを議題といたします。

休憩中に議会だより特別委員会において委員長、副委員長の互選が行われ、その結果が

手元に来ておりますので、ご報告いたします。

議会だより特別委員会委員長に片岡智準君、同副委員長に左京憲昌君。

以上のように互選されました。

暫時休憩します。

午前 11 時 54 分 休憩

午前 11 時 56 分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。仁淀川町議会基本条例検討特別委員会委員長、副委員長の互選についてを日程に追加し、追加日程第5とし議題にしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。

仁淀川町議会基本条例検討特別委員会委員長、副委員長の互選についてを日程に追加し、追加日程第5として議題とすることに決定しました。

追加日程第5、仁淀川町議会基本条例検討特別委員会委員長、副委員長の互選についてを議題といたします。

暫時休憩にします。

午前 11 時 57 分 休憩

午前 11 時 57 分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に、追加日程第5、仁淀川町議会基本条例検討特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が手元に来ておりますので、ご報告いたします。

仁淀川町議会基本条例検討特別委員会委員長に藤崎源彦君、同副委員長に大野弘君、以上のように互選をされました。

ここで、新たな組織ができましたので、町長の挨拶を受けたいと思います。大石町長、よろしくお願いします。

○町長 議長のお許しをいただきまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

本日は議員の皆さん方には大変お忙しい中、令和2年第1回仁淀川町議会臨時会にご出席いただき、また提案いたしました案件につきましても、慎重ご審議のもと、適切なご決定を賜りました。まことにありがとうございます。心から厚くお礼を申し上げます。

また、本日の議会におきましては、議会の組織改編も行われ、ただいま、議長に竹本文

直議員、そして副議長に西森常晴議員が選任をされ、新たな組織体制が決まったところでございます。

この2年間、若藤議長、そして竹本副議長のもと、議員の皆さん方には円滑な議会運営はもとより、町政の運営発展に多大なご支援、ご協力を賜りましたことに心から感謝を申し上げます。そして、新しく選任されました竹本議長さん、そして西森副議長さんのもとで、また議会の皆さん方にも引き続きお力添えを賜ることになるかと思っておりますが、何とぞよろしくお願い申し上げます。

早いもので、本町も合併をいたしまして、ことし15周年を迎えようとしております。人口減少社会を迎えた中で、過疎化、少子高齢化が進み、大変厳しい状況にございますが、これまで議会の皆さん方のご協力のもと、町民の皆さん方の深いご理解、ご支援をいただく中で、仁淀川町としての基盤づくりも着実に進めることができっておりますが、仁淀川町が将来に向けて1つの町として自立していくためには、まだまだ取り組んでいかなければならない課題も多くございます。

それに、本町の貴重な財源であります普通交付税、これも合併以来、特別措置法により、特例措置によりまして、一定のかさ上げがされてきておりましたが、これにつきましても、来年度、令和2年度をもって全て終わることになります。そういったことを考えますと、今後、財政運営につきましても、大変厳しい状況が想定をされてきております。そうした中で、町といたしましても、大変厳しい状況にはございますけれども、限られた財源を有効に活用して、これまでの取り組みの成果をもとに、さらに町政の浮揚に取り組んでいかなければなりませんし、また同時に、残された課題にもしっかりと取り組みながら、町民の皆さん方が安心して、生きがいを持って暮らしていけるような、持続可能なまちづくりに一層努力をしていかなければならないと考えておりまして、その実現に向けては、これまで以上に官民が一体となり、総力を挙げて取り組んでいく必要があります。

今回、新たな組織体制ができたわけでございますが、また議会の皆さん方には、これまで以上に協力関係を持ちながら、お力添えを賜ることになるかと思っておりますが、何とぞよろしくお願い申し上げます。簡単でございますけれども、ご挨拶とさせていただきます。本日はまことにありがとうございました。

○議長 ありがとうございます。

暫時休憩します。

午後 0時02分 休憩

午後 0時06分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。安居溪谷「宝来荘」備品類存在確認特別委員会の委員長、副委員長の互選についてを日程に追加し、追加日程第6とし議題にしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。

安居溪谷「宝来荘」備品類存在確認特別委員会委員長、副委員長の互選についてを日程に追加し、追加日程第6として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第6、安居溪谷「宝来荘」備品類存在確認特別委員会委員長、副委員長の互選についてを議題といたします。

休憩中に、追加日程第6、安居溪谷「宝来荘」備品類存在確認特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が手元に来ておりますので、報告いたします。

安居溪谷「宝来荘」備品類存在確認特別委員会委員長に片岡智準氏、副委員長に岡田良成氏を指名し、岡田良成氏と副委員長の竹本文直氏が交代して、あと3名の委員は現委員といたします。

そのように互選されました。ご異議ございませんか。

小休します。

午後 0時09分 休憩

午後 0時09分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

申しわけございませんでした。再度申し上げます。

安居溪谷「宝来荘」備品類存在確認特別委員会委員長に片岡智準君、副委員長に岡田良成君、委員に大野弘君、同じく左京憲昌君、同じく藤崎源彦君に決定いたしました。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 ありがとうございます。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。令和2年第1回仁淀川町議会臨時会を閉会いたします。

午後 0時10分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

仁淀川町議会前議長

仁淀川町議会前副議長

仁淀川町議会議長

仁淀川町議会議員

仁淀川町議会議員